

これは正本である。

平成19年5月28日

東京地方裁判所民事第43部

裁判所書記官 酒井基樹



平成19年5月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第23092号 損害賠償請求事件

平成19年4月16日口頭弁論終結

判 決

東京都 [redacted]

原 告

[redacted]

同訴訟代理人弁護士

荒井哲朗

東京都港区赤坂3丁目9番1号

被 告

株式会社サクセスジャパン

同代表者代表取締役

[redacted]

横浜市 [redacted]

被 告

浜田 [redacted]

東京都 [redacted]

被 告

浜田 [redacted]

東京都 [redacted]

被 告

山田 [redacted]

被告ら訴訟代理人弁護士

[redacted]

同

[redacted]

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して金770万円及びこれに対する平成18年11月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項につき、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、証券取引業を行うことを許可されていない被告株式会社サクセスジャパン（以下「被告会社」という。）が、原告に対し、虚偽の事実を申し向けるなどして投資事業組合へ加入させる方法により、登録証券会社でも勧誘等ができない株式（証券取引所に上場しておらず、かつ、いわゆるグリーンシート銘柄にも指定されていないもの）の取引を行い、その結果原告に損害を与えたとして、被告会社、その代表者及び従業員に対し、不法行為（民法709条、715条、平成17年法律第87号による改正前の商法《以下「旧商法」という》266条の3）に基づき損害賠償を請求した事案である。

1 前提事実

(1) 当事者

原告（昭和12年●月●日生）は、主婦であり、被告会社との取引開始当時は証券取引の経験はなかった。被告会社は、有価証券の保有や運用等を業とする株式会社であり、証券取引業の許可を受けていない。また、被告浜田●●●は、原告との取引開始当時の被告会社の代表取締役、被告浜田●●●及び同山田●●●は、被告会社の取締役であった者である（甲1、2、18、弁論の全趣旨）。

(2) 原告と被告会社との取引経過（以下まとめて「本件各取引」という。）

① 井六園ワールドの出資証券購入

平成18年2月初旬ころ、原告は、被告会社従業員の勧誘を受けて、訴外井六園ワールドの出資証券を購入することとし、同年2月7日、被告会社に200万円を交付して、被告会社を業務執行組合員とする「井六園ワールドS J 5号投資事業組合」に加入する契約を締結して、同事業組合出資証券10口券を受領した。さらに原告は、同月22日、さらに200万円を被告会社に交付して、被告会社を業務執行組合員とする「井六園ワー

ルドS J 9号投資事業組合」に加入する契約を締結して、同事業組合出資証券10口券を受領した（甲3ないし6，18，弁論の全趣旨）。

② フィールズネットワークを巡る取引

平成18年5月下旬ころ，原告は，被告会社従業員を勧誘を受けて，同年5月22日，120万円を被告会社に交付して，「（訴外）フィールズネットワーク2株分として」と記載された預り証を受領した。そして原告は，被告浜田■■■■の勧誘により，同月30日にさらに180万円を被告会社に交付して「（訴外）フィールズネットワーク3株分として」と記載された預り証を受領した（甲7ないし10，18，弁論の全趣旨）。

2 争点

- (1) 本件各取引の違法性
- (2) 被告らの責任原因
- (3) (1)及び(2)が認められる場合の原告の損害の有無及びその額

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

証拠（甲18，弁論の全趣旨）によれば，井六園ワールドの出資証券購入については，被告会社従業員が「買っておけば必ず儲かる」と述べて勧誘したこと，フィールズネットワークについては，同じ被告会社従業員が「すぐに上場して儲かる株がある，お得意さまだけにお譲りできるので買わないか」といったことを述べて勧誘し，さらに被告浜田■■■■が「（フィールズネットワークは）すぐに上場して1株50万円になるからこれで井六園ワールドの分も回収できる」と述べて勧誘したことが認められ，これに反する証拠はない。これに加え，前述のとおり被告会社が証券会社登録を受けていない業者であること，フィールズネットワークの取引において，前述のとおり，株式取引と誤認するかのごとき預り証を発行していることなどからすると，本件各取引は，いずれも証券取引法等の規定を潜脱する違法行為と認められ，これに反する被告らの主張は

採用できない。

2 争点(2)について

被告会社は、前記従業員の不法行為につき使用者責任を負い、被告代表者は、前記認定事実からすれば、原告に虚偽の事実を申し向けて勧誘したことが認められ、同じく不法行為責任を負う。そして、弁論の全趣旨によれば、被告浜田■■■■及び同山田■■■■は、被告会社の取締役としてこれら違法行為を是正すべき監視義務があるのに特段の措置を講ずることなくこれを怠ったことが認められるから、同じく不法行為責任（旧商法266条の3）を負う。そして、被告らの不法行為は、被告会社の業の一環として行われていたものであるから、共同不法行為となり、その損害賠償債務は（不真正）連帯債務の関係となる。

3 争点(3)について

前記認定事実からすれば、原告は井六園ワールドの取引において400万円、フィールズネットワークの取引において300万円をそれぞれ交付したことが認められるから、その合計である700万円が本件での損害とみるのが相当である。また、弁護士費用については、上記損害額の約1割である70万円が前記不法行為と相当因果関係を有する損害とみるのが相当である。

よって、原告の損害額は770万円となり、被告らは、連帯してこの損害を賠償すべき義務を負うことになる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を各適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

裁判官 内 田 義 厚